

令和7年度金沢市議会6月定例会議会 新たに受理した陳情（4件）

番 号	受 理 年月日	件 名	陳 情 人	付 託 委員会
陳 情 第19号	令和7. 5.29	あはき・柔整広告ガイドラインの適正 かつ積極的な運用を求める陳情	鍼灸柔整政策フォーラム 共同代表 ほか1名	市 民 福 祉
陳 情 第20号	令和7. 6.6	国民健康保険「資格確認書」をすべて の世帯に交付することを求める陳情 書	石川県社会保障推進協議会 代表委員	市 民 福 祉
陳 情 第21号	令和7. 6.9	用水路上に立地する市所有の既存不 適格建築物である材木消防分団機械 器具置場（消防分団小屋）について、 市による住民に対する正確な説明を 求める陳情書	ほか7名	文 教 消 防
陳 情 第22号	令和7. 6.9	地域コミュニティの区域再編におけ る行政の積極的な関与を求める陳情 書	生活者目線で金沢方式を考え る会 代表	市 民 福 祉

あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情

令和7年5月26日

金沢市議会議長 殿

鍼灸柔整政策フォーラム

共同代表

同

(陳情事項)

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン)が適正かつ積極的に運用される事を求める。

(陳情の要旨)

令和7年2月18日、厚生労働省からあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン)が公表されました。

国民が適切にあん摩マッサージ指圧、はりきゅう、柔道整復の施術を受けるためには施術所のルール順守が重要となります。

各法に違反するような広告や、国民に誤解を与えるような広告が施術所の信頼を損ない国民の健康被害に繋がる可能性も否定できません。

地域保健法第五条におけるこれらの改善指導を行う権限を有する保健所を設置している自治体においては、通報対応だけではなく一斉点検や文書配布等の適切な施策によって、保健所によるいわゆるあはき・柔整広告ガイドラインに違反する広告の改善指導を強く希望します。

(連絡先) 共同代表



金沢市議会議長 殿

国民健康保険「資格確認書」をすべての世帯に
交付することを求める陳情書

2025年6月6日

石川県社会保障推進協議会

代表委員

(陳情の趣旨)

政府は昨年12月、国民の反対を無視して健康保険証の新規発行停止を強行し、「マイナ保険証」の利用を推進してきました。しかし、4月時点の国民全体の「マイナ保険証」利用率は28.6%にとどまっており、マイナ保険証の解除申請数は5万8千件にもものぼっています。とりわけ、高齢者や障がい者など「マイナ保険証」利用が困難な方の利用率は顕著に低くなっています。

全国保険医団体連合会が行った調査では、「マイナ保険証の有効期限切れ」「カードリーダーの接続不良などの機器トラブル」「資格情報が無効」などが続いており、その対応方法で最も多かったのは従来の保険証による資格確認で、最大のバックアップ機能を果たしている従来の健康保険証の有効期限切れを迎えれば、現場はさらに混乱し、「無保険扱い」が増加しかねないとの懸念を示しています。

こうした中、厚生労働省は7月末に後期高齢者医療制度の保険証が有効期限を迎えるにあたって、「資格確認書の交付を求める人からの申請が市町村窓口に集中する恐れがある」として、「マイナ保険証」の保有にかかわらず「資格確認書」を全員に交付することを決定しました。したがって年齢にかかわらず、国民健康保険加入者全員に「資格確認書」を交付することを求めます。

すでに東京都の渋谷区や世田谷区では、国民健康保険の「資格確認書」を「マイナ保険証」の保有の有無にかかわらず、加入者全員に一斉交付する予定であることをホームページなどで案内しています。

すべての人が安心して医療が受けられる体制を守るために、以下のことを陳情します。

記

(陳情事項)

現在の国民健康保険証の有効期限を迎える7月末までに、国民健康保険の「資格確認書」を「マイナ保険証」の保有の有無にかかわらずすべての国民健康保険加入者に一斉交付すること。

以上



金沢市議会議長

喜多浩一 様

陳情書

1、趣旨

用水路上に立地する市所有の既存不適格建築物である材木消防分団機械器具置場（消防分団小屋）について、市による住民に対する正確な説明を求めます。

- 2、消防組織法第6条は「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」、また同8条は「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない」としています。

ところが、材木消防分団機械器具置場（消防分団小屋）の移転新築の計画は、移転場所の用地の取得や造成、建物の設計や建築などにかかる費用を地元住民に負担させようとしています。負担を求められているにも関わらず、地元住民は消防分団小屋が市所有であること、現在の建物が既存不適格という状態であること、負担金が寄付金であることなど正確な説明を受けていません。市の施設の整備である以上、市は責任をもって正確な情報を提示して説明するべきです。よって、用水路上に立地する既存不適格建築物である市所有の材木消防分団機械器具置場について、金沢市による住民に対しての正確な説明を求めます。

令和7年6月9日



陳 情 書

1, 趣旨

地域コミュニティの区域再編における行政の積極的な関与を求めます。

2, 理由

市内では小学校校区(校下)を単位として地域コミュニティの区域が設定されてきました。しかし小学校の統廃合により地域コミュニティの区域と活動の拠点にズレが生じています。このズレは、校下(地区)町会連合会や公民館、消防分団、児童館などで活動の担い手不足や負担の増大、偏差を招くこととなります。

よって、区域の見直し・再編に向けての地域の合意形成に対する、行政の積極的な関与を要望します。

令和7年 6月 9日

金沢市議会議長 喜 多 浩 一 様

